

未成年者の口座開設にあたってのご案内

未成年者の方について、口座開設をお申込みになる場合には、次の各項目にしたがってお申込みください。
※未成年口座を開設する場合、未成年者の法定代理人として未成年者を単独で代理して取引をする方として、親権者のうち1名を「登録親権者」としてご登録いただく必要があります。

1. 総合取引口座のお申込み

1. 口座開設されるご本人(未成年者)の情報をご入力ください。
2. ただし、『お取引関連情報』欄については、次の情報をご入力ください。
・「投資経験」欄は、**登録親権者の方**の情報を、それ以外の欄は、**未成年者の方**の情報をご入力ください。
3. 申込書については、すべての親権者の方をご確認・ご署名ください。
4. お取引暗証番号は、登録親権者の方が設定し、登録親権者以外の方に伝えることないよう管理ください。
5. ご本人(未成年者)名義の金融機関口座のお届出が必要となります。
6. 登録親権者の住所が口座開設されるご本人(未成年者)の住所と異なる場合、口座開設のお申し込みをお受けできません。

2. 当社にご提出(アップロード)いただく書類

本人確認書類に記載された本籍、保険者番号や被保険者記号・番号、基礎年金番号、医療記録などの機微情報は、撮影前に付箋・マスキングテープなどで隠してください。

(1) 未成年者の口座開設に関する申込書

申込書の内容をご理解いただいたうえで、ご記入のうえ当社にご提出ください。
申込書の親権者は、法律上の「親権者」をいい、すべての親権者の同意が必要です。

(2) 未成年者と親権者の続柄がわかる確認書類

未成年者の口座開設にあたり、口座開設する未成年者とすべての親権者の氏名・住所・生年月日と続柄を確認するため、下記①または②のうち、該当する確認書類を、1点、ご提出くださいますようお願いいたします。

・親権者がお二人の場合であって、すべての親権者・未成年者のご住所が同一の場合	①(世帯全員の) 住民票の写し	・親権者二人と未成年者本人の記載があること ・「 世帯主 」、「 続柄 」の記載が必要です。(マイナンバーは不要です) ・未成年者の方の「続柄」が「子の子」となる場合(世帯主が祖父母などの場合)には、「筆頭者」欄の記載が必要です(祖父母が世帯主の場合、未成年者本人の続柄は「子の子」であり、親権者の続柄は「子」となります。親権者が兄弟姉妹と同居している等、同一世帯に複数人の「子」が登録されている場合、未成年者の親権者が特定できないため、原則、住民票のみでは口座開設ができません。この場合、未成年者と親権者の「続柄」を証明する書類として、戸籍謄本が必要となります。) ・6ヵ月以内(当社受付日時)に作成されたもので発行元印があるものがが必要です。コピー不可。
・親権者がお二人であって、未成年者とご住所が異なる親権者がいる場合(単身赴任の場合など) ・親権者がお一人であって、親権者と未成年者のご住所が同一の場合	②戸籍謄本の写し + 附票	・親子関係が確認できる戸籍謄本(全部事項証明書)が必要です。 ・「戸籍抄本」(個人事項証明書)は、承ることができません。 ・発行から6ヵ月以内(当社受付日時)に作成されたもので発行元印があるものがが必要です。コピー不可。 ・親権者がお一人で、未成年者と異住所の場合には開設ができません。

(3) 未成年者のマイナンバー確認書類

下記①～③より1点をご提出ください。(郵送でご提出いただく場合、③以外はコピーをご提出いただきます)

①個人番号通知カード	
②個人番号カード	顔写真のある表面およびマイナンバーが記載された裏面のコ

		<p>ピーをご提出ください。</p> <p>こちらは、下記(4)の②と兼ねることができますので、下記(4)を別途ご用意いただく必要はございません。</p>
	③ 個人番号が記載された未成年者の住民票の写し	
<p>(4) 未成年者の本人確認書類 (氏名・住所・生年月日が記載されていて、有効期限内のものに限ります。)</p> <p>下記①～④より1点、①～④をお持ちでない場合には⑤～⑦より2点をご提出ください。</p> <p>(郵送でご提出いただく場合、⑥⑦以外はコピーをご提出いただきます)</p>		
顔写真付きの本人確認書類(いずれか1点)	① 旅券	<p>日本国発行で、有効期間中のものに限ります。</p> <p>お名前・生年月日が記載されたページと、ご住所が日本語で表記された最終の「所持人記入欄」のページが必要です。</p> <p>なお、2020年2月4日以降に申請された旅券は「所持人記入欄」が無いためご利用いただけません。</p>
	② 個人番号カード	表面および裏面のコピーをご提出ください。
	③ 運転免許証	表面および住所変更がある場合は裏面も必要です。
	④ 在留カードまたは特別永住者証明書	<p>日本国発行で、有効期間中のものに限ります。</p> <p>表面および裏面のコピーをご提出ください。</p>
(①～④をお持ちでない場合には⑤～⑦から2点)	⑤ 各種健康保険証	<p>現住所の表記も必要です。</p> <p>表面に表記が無い場合には裏面に記載されていることをご確認の上、裏面のコピーもご提出ください。</p>
	⑥ 住民票の写し	<p>有効期限は発行から6ヶ月以内のもの。コピー不可。</p> <p>こちらは、上記(2)の①と兼ねることができます。(この場合には、世帯全員の住民票の写しであることが必要です。)</p>
	⑦ 印鑑登録証明書	有効期限は発行から6ヶ月以内のもの。コピー不可。
<p>(5) 登録親権者の本人確認書類 (氏名・住所・生年月日が記載されていて、有効期限内のものに限ります。)</p> <p>下記①～⑦より2点をご提出ください。</p> <p>(郵送でご提出いただく場合、⑥⑦以外はコピーをご提出いただきます)</p>		
	① 旅券	<p>日本国発行で、有効期間中のものに限ります。</p> <p>お名前・生年月日が記載されたページと、ご住所が日本語で表記された最終の「所持人記入欄」のページが必要です。</p> <p>なお、2020年2月4日以降に申請された旅券は「所持人記入欄」が無いためご利用いただけません。</p>
	② 個人番号カード	表面のコピーをご提出ください(裏面は不要です)。
	③ 運転免許証	表面および住所変更がある場合は裏面も必要です。
	④ 在留カードまたは特別永住者証明書	<p>日本国発行で、有効期間中のものに限ります。</p> <p>表面および裏面のコピーをご提出ください。</p>
	⑤ 各種健康保険証	<p>現住所の表記も必要です。</p> <p>表面に表記が無い場合には裏面に記載されていることをご確認の上、裏面のコピーもご提出ください。</p>
	⑥ 住民票の写し	<p>有効期限は発行から6ヶ月以内のもの。コピー不可。</p> <p>こちらは、上記(2)の①と兼ねることができます。(この場合には、世帯全員の住民票の写しであることが必要です。)</p>
	⑦ 印鑑登録証明書	有効期限は発行から6ヶ月以内のもの。コピー不可。

3. 口座開設後のお取引

各種お取引(*)は、登録親権者以外の方からは、受け付けできません。あらかじめご了承ください。

*ご購入・ご解約、お取引残高の照会、各種登録事項のご変更、各種書類のご請求など

上記事項にご不明な点がございましたら、当社までご連絡ください。